

令和元年 第 6 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和元年 第 6 回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和元年6月20日(木)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和元年6月20日 午前9時30分				
	閉会	令和元年6月20日 午前11時00分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	○
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番12番	山迫 洋一		席番13番	吉野 寅三	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野		次長兼農地係長	高迫	
	主幹兼農地係長	佐々木		農地係長	圖師	
	主任主査	永野		主任主査	中尾	
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實		9	小園 義行	
2	樽野 利秋		10	欠 員	
3	白坂 正治		11	池袋 良子	
4	諏訪 光一		12	永田 勇人	
5	池添 昭一		13	脇田 祐二	
6	熊野 廉太郎		14	橋口 美一	
7	原田 純一		15	中之内 瑞穂	○
8	田尾 昭三		16	大原 雅隆	

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 51 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 52 号 農地転用事業計画変更申請の承認について 議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 54 号 非農地証明願の承認について 議案第 55 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 56 号 農用地利用集積計画決定について</p>
-----------------------	--

議長	山下	<p>ただいまから、令和元年第6回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番12番、山迫委員と、席番13番、吉野委員を指名いたします。よろしく願いいたします。次に日程第2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、井久保委員の報告をお願いいたします。3件、一緒をお願いします。</p>
委員	井久保	<p>農用地等あっせん活動中の報告を行います。3件一緒に一括して報告いたします。〇〇さん・〇〇さん分及び〇〇さん分の3件は、代理人が〇〇さんということで、5月に代理人の〇〇さんは、鹿児島市内の病院でリハビリ継続中との報告を行いましたが、6月上旬には、志布志の自宅に帰ってきておられまして、2回ほど面談しあっせんの話し合いをいたしました。</p> <p>現在この畑を含め付近の畑約6町歩を借りている小作の人がいるのですが、その人に対して交渉を始めており、3件いっしょで話し合いをしております。あっせん活動は交渉中であり、お願い致します。以上です。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。次に、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇勇	先月もお話ししましたが、〇〇さんが亡くなりまして、5月7日でしたけれど、今相続の手続き中です。まだ、相続される方から、結果の報告がきておりませんが、あっせんは進んでおりますので、相続の手続きが済み次第、調書を作りたいと思います。以上です。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。次に、長岡委員の報告をお願いいたします。
委員	長岡	3月の委員会で、〇〇さんの分を今まであっせん活動をやってきましたが、打ち切りとさせていただきと思います。報告終わります。
議長	山下	ただ今、長岡委員から、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり打ち切りとすることに、ご異議ありません

会場	委員	か。
		(異議なし)
議長	山下	異議なしということですので、打ち切りといたします。
		次に、宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	〇〇さんの分ですが、いろいろあたっていますが、なかなかでござい ます。当人とこの前相談いたしまして、当人の方から 10 アール 単価を下げ てでも、あっせんしてくれないかということでした。また、隣近所をあ たってみたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。次に、坂元委員の報告をお願いいた します。3件、一緒をお願いします。
委員	坂元	あっせん報告をいたします。〇〇さん分につきましては、あっせん活動 中でございます。〇〇さん分につきましては、あっせんがもし駄目な場合 は、利用権設定でも構わないということだったので、両方で探しておりま す。〇〇さん分につきましては、あっせん活動中でございます。今後も頑 張っていきたいと思います。報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。次に、永屋委員の報告をお願いいた します。
委員	永屋	〇〇様のあっせん活動の報告をします。6月1日に、立迫委員と一応〇 〇さんのところで話を聞いて、その後めばしいところを一応当たってみま した。一応脈はあるのですけれど、まだあっせん価格のところまでは入っ ておりません。その方が、ちょっと忙しい方でなかなか話がまだできてい ない状況です。今月も引き続きあっせん活動していきたいと思います。以 上です。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。次に、私の関係分について、報告い たします。
		5月22日、市農業者年金受給者会志布志支部総会が志布志湾大黒で開催 され、会員28名の参加がありました。
		5月24日、そお鹿児島農協通常総会が大隅文化会館で開催されました。
		5月27日から28日にかけて、全国農業委員会会長大会が東京都文京シ ビックホールで開催され、私と事務局長が出席いたしました。農業農村の 発展に向けた政策提案等が決議されました。
		6月4日、志布志市農業再生協議会第1回総会、及び志布志市市農業公

		<p>社評議員会が志布志市本庁で開催されました。</p> <p>6月5日、定例常設審議委員会、及び鹿児島県農業会議 第96回通常総会が開催され、30年度の事業報告及び決算が承認されました。</p> <p>次に、日程第4、議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。今回は、11件の申請でございます。</p> <p>まず、5ページ、番号65番を審議いたします。</p> <p>番号65番は、吉野委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、吉野委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(吉野委員 退席)</p> <p>それでは、神宮司委員説明をお願いいたします。</p>
委員	神宮司	<p>会長より依頼のありました番号65を報告いたします。譲渡人は志布志町内之倉〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町安楽平城にお住まいの株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんです。申請地は、議案書5ページに記載されているとおりです。</p> <p>場所は、県道523号志布志・有明線を、大迫橋から有明本庁へ向かい1.3キロほど進んだところから、北へ600m進んだところの西側にあります。株式会社〇〇から車で5分ほどのところにあります。</p> <p>株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんは、認定農業者であり奥様と二人の息子さん4人でお茶を栽培しており、申請時には、すでにお茶が作付けされています。トラクター4台・摘採機3台・防除機3台を保有しています。</p>
議長	山下	<p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
会場	委員	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。ここで吉野委員の入室を許可します。</p>

		(吉野委員 入室)
議長	山下	次に、番号 66 番を審議いたします。事務局で説明をお願いいたします。
係長	圖師	それでは議案第 50 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 66 番について説明申しあげます。議案書は、5 ページです。
		まず、譲渡人は有明町野神にお住まいの〇〇さん 65 歳で、譲受人は鹿屋市川東町にある、株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんです。申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が 1 筆で 3,100 m ² です。株式会社〇〇さんは農地所有適格法人であるため、本日はお呼びしていません。
		今回の申請地の場所でございますが、県道志布志・有明線から、市道中野・芝用線に入り、800m 進んだ交差点を右折、さらに 100m 進んだ右手にあります。株式会社〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 5 ページのとおりでございますが、申請地には牧草を作付けしていくとの事があります。通作距離は本社から 25 キロ車で 35 分以内との事です。
		申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。
		以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。
		以上で、番号 66 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、それでは、番号 66 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めまます。次に、番号 67 番を審議いたします。
		事務局で説明をお願いいたします。
係長	圖師	それでは議案第 50 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 67 番について説明申しあげます。議案書は、5 ページです。
		まず、譲渡人は志布志町帖にお住まいの〇〇さん 84 歳で、譲受人は、曾於郡大崎町井俣にお住まいの〇〇さん 57 歳です。

		<p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、田が2筆で合計3,046 m²です。〇〇さんは認定農業者である有限会社〇〇の代表取締役であるため、本日はお呼びしておりません。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、市道宇都鼻・荷返線を宇都中学校より、大崎町の中沖方面へ450mほど進んだ右手にあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料6ページのとおりでございますが、申請地には水稻を作付けしていくとの事であります。</p> <p>通作距離は自宅から3kmとの事です。申請事由は譲渡人につきましては農業廃止、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号67番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、6ページ、番号68番を審議いたします。事務局で説明をお願いいたします。</p>
係長	圖師	<p>それでは議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請の番号68番について説明申しあげます。議案書は、6ページです。</p> <p>まず、譲渡人は、曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん79歳で、譲受人は、曾於市大隅町岩川にお住まいの〇〇さん68歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が1筆で3,613 m²です。〇〇さんは認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、市道中山・豊留線を狩川橋から泰野方面に700m進んだ所から、左折して市道表・大谷芝之元線に入り、道なりに1km進み、左折し、80m進んだところの右手にあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料7ページのとおりでございますが、申請地には甘藷、大根を作付けしていくとの事であります。通</p>

		<p>作距離は自宅から7km車で10分以内との事です。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては労力不足、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>以上で、番号68番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号69番を審議いたします。井久保委員説明をお願いいたします。</p>
委員	井久保	<p>会長より依頼のありました番号69番を報告いたします。譲渡人は、志布志町内之倉〇〇番地〇に志布志町の柳集落にお住まい〇〇さん54歳で、譲受人は、志布志町志布志〇〇番地南大原集落にお住まいの〇〇さん32歳です。申請地は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請中の場所は、国道220号線を志布志町市街地から串間市方面へ向かい、東区天神の外岩戸ガソリンスタンド前を左折、県道65号線に乗り下り坂ですけども、約500m行き右折し50mほど進みますと、ラリーモータースの前に出ますが、そこを左折し道なりに800mほど進んだ左手側にあります。本人宅からは、車で8分から10分程度のところですよ。〇〇さんは認定農業者であり、規模拡大による3条申請です。</p> <p>譲受人は、トラクター2台管理機1台を保有し、きゅうり・ピーマンを栽培出荷してあります。申請地取得後は、ピーマン・カラーピーマンを作付け生産するとのことでした。営農の計画書が、資料の8ページにありますのでご確認ください。農業への従事状況は、年間280日です。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 70 番を審議いたします。長岡委員説明をお願いいたします。
委員	長岡	<p>会長より依頼のありました番号 70 番を報告いたします。譲渡人は大阪府泉佐野市葵町〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんであります。譲受人は、志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんであります。申請地は、議案書の記載のとおりであります。場所といたしましては、失礼いたしました、贈与受贈の関係で、志布志町帖下牧 5826 の 2 畑で 1,385 m²であります。</p> <p>申請地の場所は、県道 65 号線横下地区にありますマリ美容室より右折して 150 m 進んだ右側の畑であります。現在、甘藷が作付けしてあります。</p> <p>本人宅からは、車で 15 分のところであります。〇〇さんは、甘藷の作付けをされております。また、申請地は、甘藷の作付けをしたいということでありました。トラクター・掘り取り機などを保有されております。</p> <p>以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、7 ページ、番号 71 番を審議いたします。長岡委員説明をお願いいたします。
委員	長岡	<p>会長より依頼のありました番号 71 を報告させていただきます。譲渡人は、神奈川県芳ヶ崎市菱沼〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんであります。譲受人は、志布志町内之倉〇〇番地にお住まい〇〇さんであります。</p>

		<p>申請地は、議案書に記載のとおりであります。関係は、〇〇さんの叔母の子になります。今までも、耕地は〇〇さんが作付されておりました。</p> <p>場所といたしましては、県道 3 号線から上出水自治会の公民館の方に進み、旧出水中学校の跡地より左に進んだところの周辺にあります。東原の畑は出水中学校の周辺であります。そして前畑の地区は、それより東の方に進み、養鶏場がありますが養鶏場の後ろの方に値する場所であります。そして十文字の地区は、県道 3 号線を、御水洗橋から八野方向に進んで 300 m ほど行ったそこから右折して 100m 下突き当たりの畑であります。今までも上橋さんが作付けされておった場所であります。全て本人宅から 5 分以内のところにあります。変更後は、引き続き甘藷作付けをやりたいということであります。トラクター 2 台・掘り取り機全ての機械は所有されております。</p> <p>以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めまます。次に、番号 72 番を審議いたします。長岡委員説明をお願いいたします。
委員	長岡	<p>会長より依頼がありました番号 72 を報告させていただきます。譲渡人は、愛知県あま市にお住まいの〇〇さんであります。譲受人は、志布志町内之倉〇〇番 株式会社 〇〇であります。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりであります。場所といたしましては、県道 3 号線の上出水自治会集落の公民館前の市道を 100m ほど進み、左上にある現在荒れている土地であります。自宅からは 10 分のところにあります。株式会社〇〇は、認定農家でありまして肉用牛と甘藷栽培などを進めておられます。申請地には、飼料作物を作りたいということあります。</p>

		<p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで長岡委員は退席です。次に、8 ページ、番号73番を審議いたします。上野委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	上野	<p>会長から依頼のありました番号73番を報告いたします。譲渡人は、有明町野井倉の〇〇の〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇の〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。申請地の場所は、有明町本庁を南へ約300m 行ったところの左側にあります。自宅から約3分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり夫婦と息子さんがいますが、長男次男と一緒に栽培してあります。栽培は、水稻・そば・甘藷・大根などを栽培してあります。申請地には、甘藷を作付けするとのこととございます。また、トラクター10台・田植え機2台・コンバイン3台を保有されてあります。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。審議方よろしくお願ひします。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号74番を審議いたします。吉國委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	吉國	<p>74番を報告いたします。譲渡人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、</p>

		<p>譲受人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。</p> <p>申請地の場所は、〇〇さん宅より北へ50mぐらい入った右が畑でそれと左が田んぼです。本人宅から50mのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、自分で茶と水稻を栽培しており、申請地にも甘藷と水稻を作付することとでございます。また、耕運機1台を保有されております。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われますので、審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、9ページ、番号75番を審議いたします。</p>
委員	吉野	<p>吉野委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長から依頼のありました番号75を報告いたします。譲渡人は、松山町新橋川路にお住まいの〇〇さん71歳で、譲受人は、志布志町志布志町原にお住まいの〇〇さん41歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。この場所ですが、志布志から泰野を通過して行きますと、半下石建設のところの大きな三叉路がございませぬが、その三叉路を右折して坂を登って行きますと、上の大地構造改善地区がございませぬが、右手に宮田山の上に、大きなファームポンドがありますが、その真南側の地区にあたります。畑3筆それぞれ150から200m離れておりますが、3筆ともからいもが植えてあります。</p> <p>水田については、その道路を下の方に降りて部落がございませぬが、その部落のところを左に南側に下りて行きますと、川路集落に入りますがその中間どころの川路公民館がございませぬが、その道路向えが〇〇さんの実家です。水田は、そこの道路50m南側を行き左側の道路沿いの田んぼと、もう1筆はそれから150m南へ行きまして三叉路がございまして、そこの右側の田んぼ150mくらい降りた所の右手の田んぼでございませぬ。この前行</p>

		<p>った時は、代掻きされておりました、16日に田植えをするという話をされておりました。〇〇さん宅からは、ちょうど20分かかった場所でございます。〇〇さんは会社員でございますから、親から子への経営移譲による贈与受贈でございます。田んぼだけは自分で作りたいとのこと。</p> <p>トラクターと田植え機・耕運機を、お母さんが保有されておりますが、実家に通って管理をしていくことでございました。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。以上、報告を終わります</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めまます。よって日程第4、議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。
		次に日程第5、議案第51号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。11ページ、番号24番を審議いたします。
		現地を調査された、立迫委員の報告をお願いいたします。
委員	立迫	<p>会長より依頼のありました議案第51号番号24番について報告いたします。総会資料は、11ページから13ページになります。調査日は、6月4日調査員は上野委員と私立迫と事務局より2名と農政課より1名でした。</p> <p>申請人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人が肝属郡東串良町〇〇番〇にお住まいの〇〇さんでした。立会人は〇〇さんでした。申請地は、有明町野井倉木森5234番の1他4筆です。地目は田、合計面積は214㎡です。</p> <p>場所は、有明中学校前の市道吉村・押切線を肆部合交差点まで行き、交差点から南へ120m進んだところを右折さらに50m進んだ右手に位置します。ここで、総会資料の13ページをご覧ください。申請地が示してあるのですが、その隣の田の5234の8があります。ここをまっすぐ下の方に今現在、東九州自動車道が作ってありまして、その横に大きな道路ができ</p>

		<p>ています。そこを利用されるところです。除外の目的は、その他で事務所への通路となります。周辺の状況は、北側は宅地・東側は畑・南側は公衆道路・西側は畑です。排水は、側溝がありました。申請地に通路を設ける理由として、宅地内の北側にプレハブの事務所兼住宅があり、そこが交差点近くの入り口のために安全性利便性を含め今回事務所と歯科技工所を家の後ろに持って行きそこに入るための通路にし、また、将来父母の介護にも不安がないようにしたいとのことでした。住所変更を早めにするように指導しました。</p> <p>農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがあるため、第一種農地に該当します。第一種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。以上のことにより、調査員協議の結果、農地より除外してもやもえないのではないかとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 25 番を審議いたします。同じく、現地を調査された、立迫委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	立迫	<p>議案 51 号番号 25 番について報告します。調査日は、6 月 4 日調査員は上野委員と私と事務局 2 名と農政課より 1 名でした。総会資料は、14 から 16 ページにあります。</p> <p>譲渡人は、有明町野井倉〇〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉〇〇番の〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんと本庄事務所さんより 1 名でした。</p> <p>申請地は、有明町野井倉鎌迫 5792 番の 2 になります。地目は畑です。面積は 1,533 m² 場所としまして、市道一丁田・宇都鼻線を肆部合交差点から尚志館方向へ 200m 進んだところを側道へ右折し 40m 進んだ右手に位置</p>

		<p>します。用途区分の変更の目的は、その他で牛舎・農業用車両・資材置場になります。周辺の状況は、北側は畑・東側は用悪水路・南側は公衆道路・西側畑です。その他ですけれど、平成19年12月に申請地の一部について許可を受け牛舎を建てておりましたが、この度申請地全体を牛舎及び牛の運動場・農業用車両・資材置き場にしたいと考えておりますとのことでした。現場の中で、堆肥が野積みになっており、野積みが崩れて広がっていたために、農地に散布するまではビニールシートなどをかぶせた方が良いのではないかと指導しました。</p> <p>農地区分は、農用地区域内であり農用地利用計画で指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更及び農地に転用しても問題ないのではないかと意見の一致を見ました。ご審議がお願い致します。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地用途区分変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第51号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。次に、日程第6、議案第52号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。最初に、13ページ、番号29番を審議いたします。現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	道山	<p>それでは、議案52号29番について報告いたします。調査日は、6月4日調査員は矢野委員・中之内委員そして私道山 それから事務局より2名で行いました。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市川上町〇〇番地 〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、霧島市国分府中町〇〇番号にお住まいの株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。立会人には、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載のとおりでござ</p>

		<p>います。場所でございますけれども、県道 63 号志布志・福山線を志布志から岩川方向へ進み、志布志消防署が道路東側に出てきます。その道路の反対右側に位置します。転用目的は、建売住宅 2 棟でございます。周辺の状況でございますけれども、北側は畑・東側が公衆道路・南側は雑種地・西側は宅地でございます。排水につきましては、それぞれ合併浄化槽にて処理した後、側溝へ放流するので問題はございません。</p> <p>農地区分でございますけれども、10 ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね 500m 以内にある、第 2 種農地に市街地近接農地に該当いたします。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、転用・農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ましたのでご審議方よろしく申し上げます。終わります。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 30 番を審議いたします。 同じく、現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。
委員	道山	<p>それでは、議案 52 号 30 番について報告いたします。調査日は、6 月 4 日調査員は矢野委員・中之内委員そして私道山 それから事務局より 2 名で行いました。譲渡人は、3 名いらっしゃいまして、まず、宮崎県都城市若葉町〇街区〇号〇〇さん、それから、宮崎市神宮〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、同じく神宮〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町安楽〇〇番〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。議案書資料につきましては、21 ページから 23 ページを見ていただきたいと思います。場所でございますけれども、市道町原・弓場ケ尾線と県道 63 号県道志布志・福山線との交差する見帰信号を北へ 200 m 進み</p>

		<p>そして左折しまして 170 m 進んだ右側に位置します。転用目的は、貸家 8 棟そして通路でございます。</p> <p>周辺の状況でございますけれども、北側は畑、東側は宅地・南側西側はそれぞれ公衆道路でございます。排水等につきましては、それぞれ各棟合併浄化槽を経て道路側溝へ放流するので問題はございません。</p> <p>申請地の農地区分でございますけれども、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用は、原則不許可でございますけれども、申請地は、集落の周辺部に位置し、そして農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われれます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 31 番を審議いたします。現地を調査された矢野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	矢野	<p>議案第 52 号番号 31 番について報告します。調査日は、6 月 4 日 調査員は、道山委員・中之内委員と私矢野です。資料は 24 ページから 26 ページです。譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、福岡県大野城市の株式会社 〇〇代表取締役 〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在・地目・面積とは、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、市役所志布志支所より北東へ約 4.7 km 県道柿ノ木・志布志線を松山町尾野見方向へ向かい、柳橋を過ぎ右折しおよそ 1 km 進んだところの右手道路沿いにあります。転用目的は、その他の太陽光発電設備です。</p> <p>周辺状況は、北側は畑・東側は田・南側は公衆道路・西側は公衆道路です。排水は、南側へ傾斜を取り、約 50cm ぐらいの土手を作り、一時貯水し南側公衆道路へ自然落水するとのこと。なお、圃場と公衆道路が高土</p>

		<p>手ととなっているので補強のため、高土手全体にモルタルで吹き付け加工をするとのことです。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、14ページ、番号32番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された矢野委員の報告をお願ひいたします。</p>
委員	矢野	<p>議案第52号番号32番について報告します。調査日は、6月4日 道山委員・中之内委員と私矢野です。資料は27から29ページです。譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、福岡県博多区博多駅前にお住まいの〇〇株式会社 代表取締役 〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、先ほど報告しました議案第52号31番の隣接地です。転用目的は、その他太陽光発電所です。</p> <p>周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は田・南側は公衆道路・西側は田です。排水は、東側田んぼの水路へ流すとのことです。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました、ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること</p>

		<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p>
会場	委員	
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 33 番を審議いたします。現地を調査された上野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	上野	<p>議案 52 号番号 33 番について報告いたします。資料は 30 ページから 32 ページです。調査日は、6 月 4 日調査員は、立迫委員と私上野でした。事務局から二人農政畜産課から一人で行ってまいりました。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇の〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿屋市新川町〇〇の〇にお住まいの〇〇さんでした。立会人は〇〇さんの奥さんで行ってまいりました。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。場所は、国道 220 号線の有明病院の入口交差点がありますが、そこを飯山・通山 1 号線を志布志市役所方面に約 450m 進み大きく左折、それから 130m 進んで左折して 100m 進んだ左手に位置するところでございます。転用の目的は、一般住宅でございます。周辺の状況は、北側は宅地・東側は畑・南側は畑・西側は公衆道路でございます。排水については、合併浄化槽を作るということです。雨水については、住宅の排水路に流すということでございました。申請地は、農地の広がりには 10 ヘクタール以上あり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地は、農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落周辺に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまいます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。審議方よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 34 番を審議いたします。同じく、現地を調査された上野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	上野	<p>議案第 52 号番号 34 番について報告いたします。資料は 33 ページから</p>

		<p>35 ページです。調査日は、6 月 4 日でした。調査員は、立迫委員と私上野と、事務局から二人農政畜産課から一人でございました。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、枕崎市岩崎町〇〇番地の〇〇さんでした。立会人は、〇〇さんでした。申請地は、議案書に記載のとおりでございます。場所は、市道一丁田・宇都鼻線を桜山の方に上がってきますと、迫田興業がありますが、その市道飯山・志陽方面へ入り約 800m道なりに入った左手にあります。転用目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は畑・東側は公衆道路・南側は畑・西側は畑です。排水は浄化槽を作り、また、雨水つきましては集落の排水路に接続するとのことです。</p> <p>農地の広がり、10ヘクタールありまして、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は、原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われれます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないかとの意見の一致をみました。審議方よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、15 ページ、番号 35 番を審議いたします。</p> <p>番号 35 番は、平成 30 年 11 月総会の議案第 91 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 30 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 36 番を審議いたします。</p> <p>番号 36 番は、平成 30 年 12 月総会の議案第 99 号、農業振興地域整備計</p>

会場 議長	委員 山下	<p>画変更協議に係る番号 33 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号 37 番を審議いたします。</p> <p>番号 37 番は、平成 30 年 12 月総会の議案第 99 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 34 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、16 ページ、番号 38 番を審議いたします。</p> <p>番号 38 番は、平成 31 年 1 月総会の議案第 2 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 2 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号 39 番を審議いたします。</p> <p>番号 39 番は、令和元年 5 月総会の議案第 41 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 21 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号 40 番を審議いたします。</p> <p>番号 40 番は、令和元年 5 月総会の議案第 41 号、農業振興地域整備計画</p>

		<p>変更協議に係る番号 23 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 52 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第 7、議案第 53 号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。18 ページ、番号 17 番を審議いたします。
		現地を調査された、中之内委員の説明をお願いいたします。
委員	中之内	<p>それでは、議案第 53 号番号 17 番について御報告致します。資料は、36 ページから 38 ページでございます。調査日は、6 月 4 日調査員は道山委員・矢野委員と私 事務局より 2 名でございました。</p> <p>申請人は、志布志町安楽〇〇の〇にお住まいの〇〇さんでございます。立会人は行政書士の〇〇さんでございました。</p> <p>申請地の詳細につきましては、それぞれ議案書の記載のとおりでございます。場所ですが、国道 220 号線を志布志から鹿屋方面へ向かい、尚志館高校側へ右折し、市道を 400 m 進んだ右側の所になります。非農地に至った理由ですが、申請地の前面道路は、もともと民有地で昭和 55 年頃に近隣住民が土地を提供し現在まで利用されてきたとのことで、平成 25 年に集落道整備に伴い申請地と道路部分とに分けられたとのいうことでございました。現状は宅地の一部になっているところでございます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。終わります。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。

会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 18 番を審議いたします。
		同じく、現地を調査された、中之内委員の説明をお願いいたします。
委員	中之内	<p>それでは、議案第 53 号番号 18 番について報告致します。資料は 39 ページから 41 ページになります。調査日は、6 月 4 日調査員は道山委員・矢野委員と私と事務局より 2 名でございました。</p> <p>申請人は、志布志町帖〇〇番地〇〇さんでございます。立会人は、行政書士〇〇さんでございました。申請地の詳細につきましては、議案書の記載のところでございます。場所ですが県道 65 号南之郷・志布志線にあるこまみず酒店から右折し、市道の突き当たりの県道日南・志布志線を右折したところにあります。この申請地ですが、元々の法面を含む畑であり、平成 17 年に法面部分と畑を分筆したため、法面部分が、畑の地目で残ったということでございます。4・5m の高さのある急斜面の法面ございまして畑としては機能していないことと、数十年この形であるということでございます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。終わります。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって日程第 7、議案第 53 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8、議案第 54 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
主任主査	中尾	<p>非農地証明につきましては、農地法に基づく 行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。始に、番号 13 の願出人は、松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、松山町泰野字大窪 3737 番 2 畑 699 m²でございます。</p>

		<p>申請地は、志布志市立泰野小学校の敷地北東側の角に隣接する土地でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>続いて、番号 14 の願出人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、志布志町帖字馬場ヶ迫 7057 番 1 畑 356 m² でございます。</p> <p>申請地は、国道 220 号線沿いにある外岩戸石油店から夏井方向へ約 130 m 進んだところを左折し、市道 70 号益倉線を北へ約 55m 進んだところの左手側の土地でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>続いて、番号 15 と 16 の願出人は、有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。番号 15 の土地は、有明町野神字森土 2824 番 3 畑 352 m² でございます。申請地は、そお街道沿いにあります曾於地区森林組合から、北へ進み市道 594 号稲荷下・鍋線へ乗り、約 650m 進んだところを左折し、市道 723 号山重・鍋前線を東へ約 450m 進んだところの左手側の、〇〇さんの牛舎と畑との間の法面の土地でございます。現在、雑種地化しております。</p> <p>番号 16 の土地は、有明町野神字大久保 3703 番 2 畑 1,192 m² でございます。申請地は、先程の番号 15 の土地から、市道 723 号山重・鍋前線を約 250m 戻ったところの右手側の土地でございます。現在、山林化しております。現地調査は、3 名で行うこととなっておりますので、番号 13 と 14 を 宮脇勇委員、永屋委員、橋口委員、番号 15 と 16 を 坂中委員、吉野委員、永田委員で、ご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって日程第 8、議案第 54 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9、議案第 55 号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p>

<p>次長兼係長 高迫</p>	<p>それでは、議案第 55 号の 農用地 利用集積 計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。議案書は、22 ページから 23 ページとなっております。最初に 22 ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は、令和元年 6 月 28 日で、田が 3,881 m²です。所有権を移転する者 2 人、所有権の移転を受ける者 1 人であり、売買によるものです。</p> <p>次に、23 ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>23 ページの番号 19 の所有権を移転する者は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野井倉の〇〇さんで、水稻を作付けされるということです。設定面積は、1 筆で 937 m²の田で、土地代金は 327,950 円です。移転時期等につきましては、令和元年 7 月 17 日を予定しております。</p> <p>次に番号 20 の所有権を移転する者は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野井倉の〇〇さんで、水稻を作付けするという事です。</p> <p>設定面積は、3 筆で 2,944 m²の畑で、土地代金は 1,030,400 円です。移転時期等につきましては、令和元年 7 月 17 日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ただいま説明がございましたが、所有権の設定について、これより審議にはいります。23 ページ、番号 19 番から、番号 20 番までと、22 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p>
<p>農地係長 佐々木</p>	<p>議案第 55 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、24 頁から 67 頁となっております。</p> <p>まずは、議案書 24 頁の利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和元年 6 月 28 日で、始期は令和元年 7 月 1 日となります。なお、中間</p>

		<p>管理機構が関与する分は8月1日となります。設定期間が、6か月から30年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が10万5,014㎡、畑が15万1,393㎡で、樹園地が3,268㎡で、合計しますと25万9,675㎡となり、うち更新分は3万9,138㎡となっております。利用権の設定をする者の数が87名で、利用権の設定を受けようとする者の数が33名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より54名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、25頁から58頁の明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書59頁の総括表でご説明申し上げます。公告日は令和元年6月28日で、始期が令和元年7月1日であります。</p> <p>設定期間は3年1か月から10年です。</p> <p>地目別の内訳は、田が1万5,578㎡、畑の4万3,754㎡です。合計しますと5万9,332㎡です。利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は13名であります。</p> <p>詳細につきましては、60頁から67頁の明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第55号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。25ページ、番号1番から、58ページ、番号92番までと、24ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。60ページ、番号1番から67ページ、番号21番までと、59ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第9、議案第55号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。 以上で、全日程を終了いたしました。 これで、本日の会議を終了いたします。 ご苦労様でした。